

介護予防ケアマネジメントについて

1 現状と課題

- ・介護予防ケアマネジメントの実施方法は、利用するサービスに応じて決定している。
- ・利用するサービス選定の目安は支援する内容の専門性を基準としており、高齢者の状態の安定性は勘案していない。
- ・状態が安定し、サービス提供事業者が支援計画に基づき支援するとともに状態を把握する利用者についても、地域包括支援センターも合わせて状態確認を行っている。

2 今後の方針性

状態が安定し、サービス提供事業者や同居親族等が定期的に状況を確認でき、その状況に変化があれば地域包括支援センターに連絡が入る体制のある利用者については、介護予防ケアマネジメントの過程を簡略化してもよいのではないか。

3 対応策

利用者の状態像に応じて適用する介護予防ケアマネジメントの類型を決定する。

状態像の判断基準の視点

- (1)本人の安定性 利用者の心身の状態に急な変化が生じる恐れがあるか
- (2)世帯の安定性 家族等の急な変化により世帯状況が変わる恐れがあるか
- (3)状況確認 利用者自身、家族や地域住民等により状況変化を把握して遅滞なくセンターに連絡することができるか
- (4)状況評価 サービス提供事業者が適切な頻度で本人の状況を評価できるか

(現在の実施方法)

	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメントB	介護予防ケアマネジメントC
利用するサービス	相当サービス 短期集中型サービス	基準緩和型サービス	住民主体サービス 配食サービス 等
サービス担当者会議	必須	省略可能	原則不要
モニタリング	訪問（少なくとも3箇月毎） 電話等（毎月）	訪問（少なくとも12箇月毎） 電話等（少なくとも6箇月毎）	原則不要（利用サービスが実施）
一部業務委託	○	○	×